

○盛岡・紫波地区環境施設組合ごみ処理施設改良補修基金条例

昭和59年2月24日条例第1号

改正 平成4年4月1日条例第5号（題名改称）

（設置）

第1条 ごみ処理施設の改良補修その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、ごみ処理施設改良補修基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、前年度歳計剰余金の2分の1以上とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、盛岡・紫波地区環境施設組合歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（補則）

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。